

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号。以下「規則」という。）第三十八条の規定により読み替えて適用される広島県環境影響評価に関する条例（平成十年広島県条例第二十一号。以下「条例」という。）第二十一条の規定による環境影響評価書の送付を受けたので、規則第三十八条の規定により読み替えて適用される条例第二十二条第一項の規定によって、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 都市計画決定権者の名称  
三原市長 五藤 康之

二 都市計画対象事業の名称、種類及び規模並びに都市計画対象事業実施区域	
都市計画対象事業の名称	（仮称）三原市汚泥再生処理センター整備事業
都市計画対象事業の種類	し尿処理施設の設置の事業
都市計画対象事業の規模	一七六キロリットル（一日当たりの処理能力）
都市計画対象事業実施区域	三原市沼田東町七宝二四八番地一、二五四番地、二五五番地、二五六番地及び二五七番地一

- 三 関係地域の範囲及びその範囲が属する市町

別図に示す太線で囲まれた地域及び同地域を管轄する三原市

- 四 環境影響評価書及び要約書の写しの縦覧の場所、期間及び時間

#### 1 場所

- (1) 広島県環境県民局環境部環境保全課
- (2) 広島県東部厚生環境事務所環境管理課
- (3) 三原市都市部都市政策課
- (4) 三原市生活環境部環境政策課
- (5) 三原市生活環境部環境管理課

#### 2 期間

平成二十二年十二月十三日（月）から平成二十三年一月十二日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律「昭和二十三年法律第七十八号」に規定する休日並びに十二月二十九日（水）から翌年の一月三日（月）までの日を除く。）

#### 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

